

北本市税務証明等事務取扱要綱

平成30年 6月28日

令和 2年 1月 1日一部改正

令和 3年 4月 1日一部改正

令和 6年12月 2日一部改正

市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、税務に関する証明、公簿等の閲覧及び税務に関する照会に対する事務（以下「税務証明等事務」という。）を効率的に運営するために必要な事項を定めることにより、税務事務の統一的かつ迅速な処理を図るとともに、納税義務者の個人情報保護を図ることを目的とする。

(証明及び閲覧の範囲)

第2条 税務に関する証明書（以下「税務証明書」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 納税に関する証明書（以下「納税証明書」という。）
- (2) 所得及び課税に関する証明書（以下「所得・課税（非課税）証明書」という。）
- (3) 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（以下「固定資産税課税台帳記載事項証明書」という。）
- (4) 固定資産評価証明書
- (5) 固定資産公課証明書
- (6) その他の諸証明書

2 公簿等の閲覧の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産の課税台帳
- (2) 公図の写し
- (3) 名寄帳
- (4) その他市長が別に定める書類の写し

(証明及び閲覧の内容)

第3条 税務証明書の内容は、次のとおりとする。

- (1) 納税証明書 納付若しくは納入すべき税額、納付若しくは納入し

た税額又は未納の税額（納期限未到来額がある場合はその額）を証明するもの

(2) 所得・課税（非課税）証明書 1月1日現在の住所、氏名、収入金額（給与収入及び年金収入のみ）、所得金額、所得控除額、税額、税法上の扶養親族の人数等を証明するもの

(3) 固定資産税課税台帳記載事項証明書 1月1日現在の固定資産課税台帳に記載されている事項を証明するもの

(4) 固定資産評価証明書 土地又は家屋に係る価格（相当税額を除く。）を含めた固定資産課税台帳登録事項を証明するもの

(5) 固定資産公課証明書 土地又は家屋に係る相当税額（価格を除く。）を含めた固定資産課税台帳登録事項を証明するもの

(6) その他の諸証明書

ア 住宅用家屋証明書 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条及び第42条第1項の規定に適合することを証明するもの

イ 軽自動車税納税証明書 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2の規定により運輸局長又は軽自動車検査協会に提出する軽自動車税の滞納がない旨を証明するもの

ウ 完納証明書 納期限が経過している市税に係る徴収金に未納となっているものが無いことを証明するもの。この場合において、証明する範囲は市県民税（法人においては法人市民税及び特別徴収納入分）、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税とする。

エ 所在証明書 市内に事業所がある法人の名称、本店及び営業所等の所在地を法人市民税の課税台帳より証明するもの

オ 事業証明書 市内に事業所がある法人の名称、本店及び営業所等の所在地並びに事業種目を法人市民税の課税台帳より証明するもの

カ 営業（廃業）証明書 市内に事業所がある個人の名称、所在地、代表者名及び営業種目並びに営業開始（廃業）年月日を事業開始（変更・廃止）等報告書より証明するもの

キ 無資産証明書 現年度の固定資産課税台帳（土地、家屋）上、

対象者が土地又は家屋を所有していないことを証明するもの

ク 固定資産課税台帳登録証明書 現年度の固定資産課税台帳（家屋）の対象家屋につき、対象者を納税義務者とする登録がある旨を証明するもの

ケ 不存在証明書 現年度の固定資産課税台帳（家屋）につき、存在しない旨を証明するもの

コ 滞納処分を受けたことのない証明書 過去３年以内に市税の滞納処分を受けていないことを証明するもの

２ 公簿等の閲覧の内容は、次のとおりとする。

(1) 固定資産課税台帳 固定資産の所有者、納税義務者その他地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号。以下「政令」という。）で定める者に係る固定資産として政令で定めるものに関する事項が記載されている部分又はその写しとする。

(2) 公図の写し 法務局に備えられている土地の区画及び地番を示した図面の写しとする。

(3) 名寄帳 所有者ごとに、固定資産課税台帳に登録してある土地及び家屋の内容を一覧にしたもの
(証明及び閲覧の根拠)

第４条 税務証明書は、次の各号に定めるところにより交付する。

(1) 納税証明書、所得証明書及び課税証明書 地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第２０条の１０、政令第６条の２１及び地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号）第１条の９

(2) 固定資産税課税台帳記載事項証明書、固定資産評価証明書及び固定資産公課証明書 法第３８２条の３

(3) 住宅用家屋証明書 租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）第４１条

(4) 前２号以外の証明書 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２条第２項

２ 公簿等の閲覧は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 固定資産課税台帳の閲覧 法第３８２条の２及び法第４１５条

(2) 名寄帳 法第387条第3項

(3) 公図の写し 地方自治法第2条第2項

(証明書等の申請及び本人確認)

第5条 税務証明書を申請しようとする者（以下「申請者」という。）

は、税務証明書交付等申請書（以下「申請書」という。）又は当該申請書に記載を要する事項記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請をするときは、別表第1又は別表第2に掲げる書類を市長に提示しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、次の各号に掲げる申請者から申請があったときは、前項の書類の提示と併せて当該各号に掲げる方法により本人確認を行うものとする。（所在証明書の申請を除く。）

(1) 相続により本人（納税義務者）となった者 戸籍謄本等の写しの提示（住民基本台帳の登録内容から確認できる場合を除く。）

(2) 借地借家人 証明をする土地又は家屋について、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（対価が支払われているものに限る。）を有することを証する書類の提示

(3) 代理人 次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

ア 代理人本人 委任状（代理人選任届を含む。）の提示

イ 法定代理人 戸籍謄本等の写しその他代理人であることを証する書類（成年後見人の登記事項証明書等）の提示

ウ 法人の従業員 社員証及び委任状（当該法人の代表者印が押印されているものに限る。）の提示

(4) 破産管財人 破産管財人であることを証する書類又は商業登記簿抄本等の写しの提示

(5) 清算人 商業登記簿抄本等の写しの提示

(6) 訴訟関係者 訴状、申立書及びこれらの添付書類又は不動産仮差押命令申請書（弁護士及び司法書士の場合は、職印の押印がある日本弁護士連合会又は日本司法書士連合会所定の固定資産評価証明書交付申請書で代えることができる。）の提示

(7) 裁判所等 次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

ア 執行裁判所 調査嘱託書等の書面の提出

イ 執行官 現況調査命令書の提示

ウ 裁判所からの評価命令により評価人に選任されている者 当該
評価命令書の提示

(8) 評価人 物件目録の記載のある評価命令書の提示

(9) 競落人 代金納付通知書等の提示

(10) 国及び地方公共団体の機関 権限の根拠となる法令に基づき、権
限のある者が作成した書類及び当該機関の職員の身分を証する書類
の提示

4 郵送等により申請が行われたときは、前3項の規定に準じて請求者
等の身分証明書の写しの添付を求め、本人確認を行うものとする。

5 市長は、申請において本人確認ができないとき又は疑義が生じたと
きは、申請を拒むことができる。

(手数料)

第6条 税務証明書の発行及び公簿等の閲覧に係る手数料は、北本市手
数料条例（平成12年条例第9号）に定めるところによる。

(照会に対する取扱い)

第7条 国又は地方公共団体からその行政目的の参考とするために税務
関係資料の照会があった場合は、法令等に根拠があるときに限り、照
会に応ずるものとする。

2 電話による照会については、本人確認が困難であるため、照会に応
じないものとする。ただし、氏名、住所、生年月日、納税通知書番号
を確認することにより、本人であると断定できる場合は、照会に応じ
ることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、税務証明等事務について必要な
事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

1	運転免許証
2	旅券（パスポート）
3	住民基本台帳カード（写真付き）
4	身体障害者手帳
5	療育手帳
6	宅地建物取引士証
7	電気工事士免状
8	特殊電気工事資格者認定証
9	認定電気工事従事者認定証
1 0	無線従事者免許証
1 1	海技免状
1 2	動力車操縦者運転免許証
1 3	運航管理者技能検定合格証明書
1 4	猟銃・空気銃所持許可証
1 5	耐空検査員の証
1 6	航空従事者技能証明書
1 7	船員手帳
1 8	戦傷病者手帳
1 9	教習資格認定証
2 0	警備業法第 2 3 条第 4 項に規定する合格証明書
2 1	在留カード
2 2	特別永住者証明書
2 3	運転経歴証明書（平成 2 4 年 4 月 1 日以降に交付されたものに限る。）
2 4	マイナンバーカード（個人番号カード）
2 5	その他官公署発行の本人確認書類

備考 有効期限内の書類に限る。

別表第 2（第 5 条関係）

2 6	資格確認書等
2 7	年金手帳
2 8	後期高齢者医療被保険者証
2 9	介護保険証
3 0	社員証
3 1	学生証
3 2	預金通帳
3 3	税金の領収書
3 4	雇用保険の受給者証
3 5	その他本人であることを推定できる書類

備考

- 1 有効期限内の書類に限る。
- 2 2 種類以上の書類の提示をもって本人確認を行う。